

第2章

雇用情勢の動向

2023年の雇用情勢は、経済社会活動が活発化する中でも、求人が底堅く推移し、改善の動きがみられた。求人への回復基調に落ち着きが見られたものの、女性や高齢者を中心に労働参加が着実に進展していることに加え、より良い条件を求める転職も活発になっている。ただし、少子高齢化に起因する我が国の労働力供給制約や経済社会活動の回復等に伴う人手不足の問題も再び顕在化している。2023年の年平均をみると、有効求人倍率は前年差0.03ポイント上昇の1.31倍、完全失業率は前年と同水準の2.6%となった。

本章では、経済社会活動の活発化や、人手不足の状況を含め、2023年の雇用情勢について概観する。

第1節 雇用情勢の概観

●雇用情勢は、求人が底堅く推移する中で、改善の動き

雇用情勢の動向について概観する。

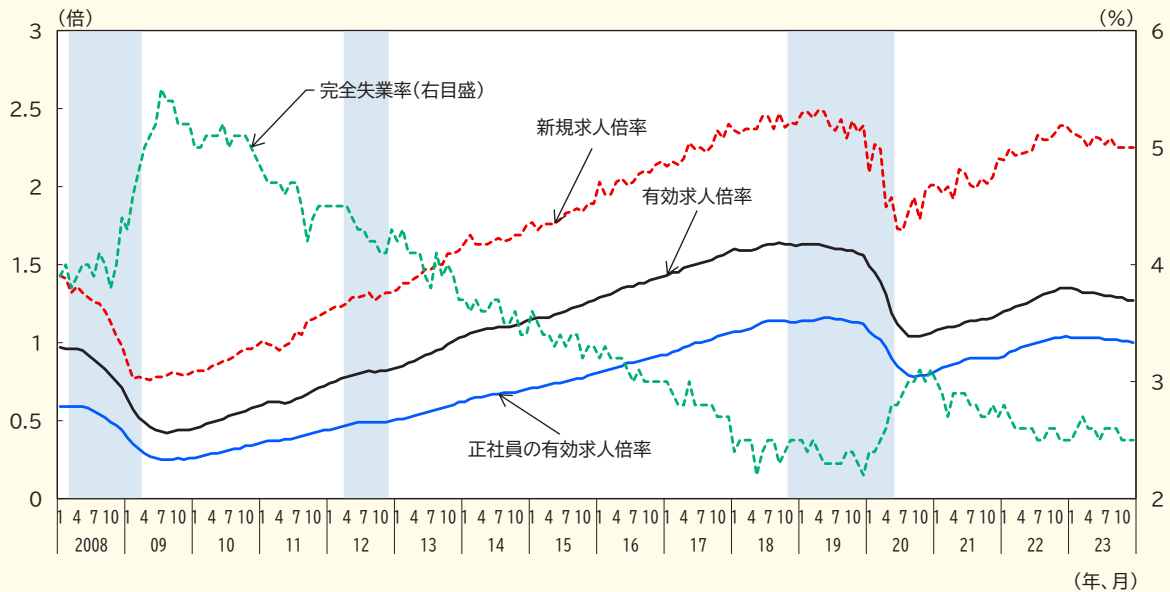
第1-(2)-1図により、新規求人倍率、有効求人倍率、正社員の有効求人倍率及び完全失業率の推移をみると、リーマンショック後の2009年以降、新規求人倍率、有効求人倍率、正社員の有効求人倍率は長期的に上昇傾向、完全失業率は低下傾向が続いていた。2020年4月に感染症の拡大による影響により、雇用情勢は一時的に悪化したものの¹、その後は、経済社会活動が徐々に活発化する中で、持ち直した。

2023年においては、新規求人数は、前年から横ばいで、感染拡大前の2019年の水準まで回復していないものの、引き続き高水準で推移している。その結果、雇用情勢は、求人が底堅く推移する中で、改善の動きがみられた。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

1 雇用情勢悪化に伴い、政府は様々な雇用対策を講じた。雇用維持・継続に向けた支援である雇用調整助成金は、2020年4月より、リーマンショック期以上の特例措置がとられ、助成額の日額上限や助成率の大幅な引上げが行われた。加えて、従来、雇用調整助成金の助成対象は雇用保険被保険者のみであったところ、雇用保険被保険者以外の労働者（週労働時間20時間未満の労働者など）について助成対象とする緊急雇用安定助成金が設けられた。詳細は厚生労働省（2021）参照。

第1-(2)-1図 求人倍率と完全失業率の推移

- 2023年の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中で、改善の動き。
- 前年と比較し、2023年の新規求人倍率及び有効求人倍率は僅かに上昇、完全失業率は横ばい。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) データは季節調整値。
 2) 完全失業率は、2011年3～8月の期間においては、東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完推計値（2015年国勢調査基準）を使用。
 3) シャドローは景気後退期。

●就業率は約6割であるが、女性の非労働力人口のうち約160万人が就職を希望している

続いて、第1-(2)-2図により、我が国の労働力の概況をみていく。

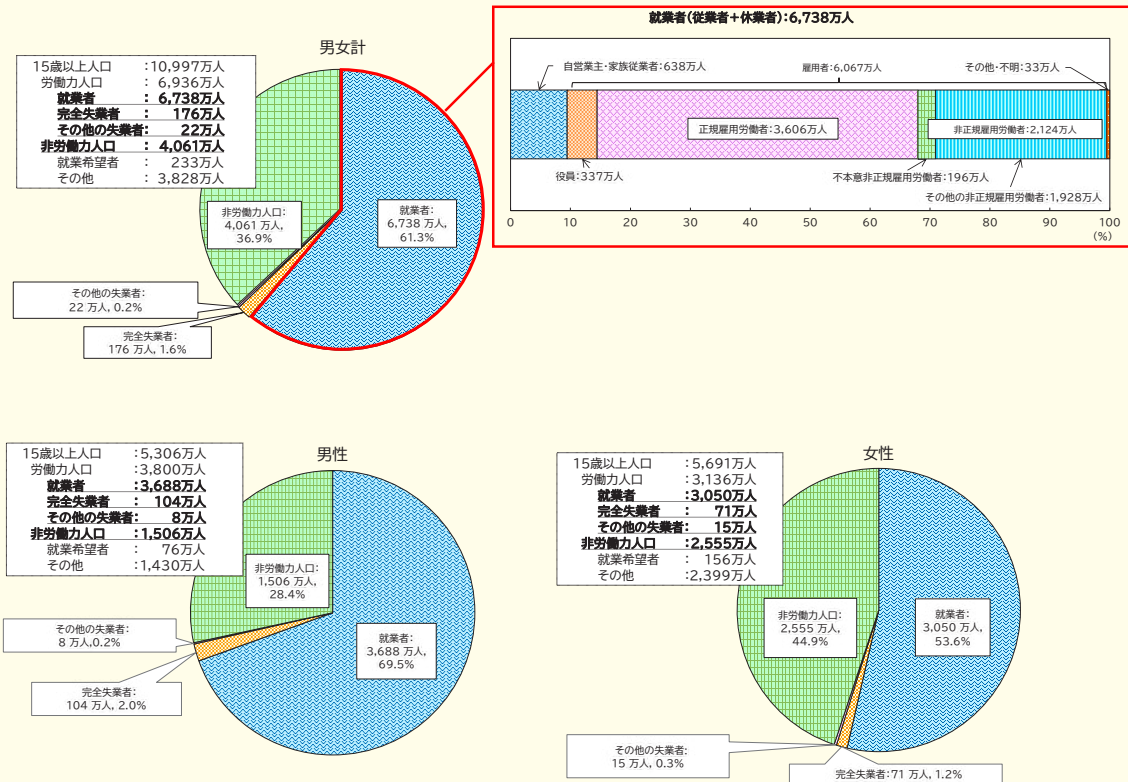
2023年の我が国の労働力をみると、就業者は約6,740万人であり、就業率は約6割となっている。就業者の内訳をみると、雇用者が約6,070万人と、就業者の大半を占めており、雇用者の中では、正規雇用労働者が約3,610万人と約6割、非正規雇用労働者が約2,120万人と約3割を占めている。

完全失業者は約180万人であるが、求職活動をしていない非労働力人口には、「働く希望はあるが求職活動はしていない就業希望者」が約230万人含まれており、完全失業者数を上回る水準となっている。人手不足の中、働く意欲と能力がありながらも働いていない方の労働市場への参加にも目を向ける必要があるだろう。

男女別にみると、就業率については、男性は約7割、女性は約5割となっており、女性においては非労働力人口が男性に比べて1,050万人ほど多い状況である。女性の非労働力人口をみると、働く希望はあるが求職活動はしていない就業希望者は完全失業者の2.2倍の約160万人となっており、女性においては、就業を希望している者のうち、多くが求職活動まで至っていないことが示唆される。

第1-(2)-2図 我が国の労働力の概況 (2023年)

○ 男女計の就業率は約6割であるが、女性の非労働力人口のうち約160万人が就職を希望。



資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注)
- 「労働力人口」は、15歳以上人口のうち「就業者」と「失業者」を合わせたもの。
 - 「就業者」は「従業者」と「休業者」を合わせたもの。「従業者」は、調査週間に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事(以下「仕事」という)を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。「休業者」は、仕事を持ちながら、調査週間に少しも仕事をしなかった者のうち、①雇用者で、給料、賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。なお、職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も休業者に含む。②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者。なお、家族従業者で調査週間に少しも仕事をしなかった者は、休業者には含まれない。
 - 「失業者」は、「就業しておらず、調査期間を含む1か月に仕事を探す活動や事業を始める準備を行っており(過去の求職活動の結果待ちを含む。)、すぐに就業できる者」。「完全失業者」は、「失業者」のうち「毎月の末日に終わる1週間(12月は20~26日の1週間)に仕事を探す活動や事業を始める準備を行った者(過去の求職活動の結果待ちを含む。))」。
 - 「非労働力人口」は15歳以上人口のうち、「就業者」と「失業者」以外のもの。
 - 「就業希望者」は、「非労働力人口」のうち就業を希望しているもの。
 - 「不本意非正規雇用労働者」とは、現職の雇用形態(非正規雇用労働者)についての理由について「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答したもの。